

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考														
	第1章 総則	第1章 総則															
1	第1節 計画の目的と構成 第1から第3まで（略） 第4 計画の構成 1及び2（略） （新設）	第1節 計画の目的と構成 第1から第3まで（略） 第4 計画の構成 1及び2（略） <u>3 他編の準用と読替え</u> 宮城県地域防災計画地震災害対策編（以下「地震編」という。）を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>災害</td> </tr> <tr> <td>地震災害</td> <td>災害</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>災害</td> </tr> <tr> <td>地震・津波災害</td> <td>災害</td> </tr> <tr> <td>震災</td> <td>災害</td> </tr> <tr> <td>耐震化</td> <td>安全化</td> </tr> </tbody> </table>	読み替えられる字句	読み替える字句	地震	災害	地震災害	災害	地震・津波	災害	地震・津波災害	災害	震災	災害	耐震化	安全化	▶ 読替えの新設
読み替えられる字句	読み替える字句																
地震	災害																
地震災害	災害																
地震・津波	災害																
地震・津波災害	災害																
震災	災害																
耐震化	安全化																
2	第5 基本方針 <u>（略）</u>	第5 基本方針 <u>地震編 第1章 第1節の「第5 基本方針」を準用する。</u> <u>この場合において、同項6中「国土保全施設等」とあるのは、「国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。）」と読み替える。</u>	▶ 地震編との重複														
5	第2節 各機関の役割と業務大綱 <u>（略）</u>	第2節 各機関の役割と業務大綱 <u>地震編 第1章の「第2節 各機関の役割と業務大綱」を準用する。</u>	▶ 地震編との重複														
20	第3節 県の概況 <u>（略）</u>	第3節 県の概況 <u>地震編 第1章の「第3節 県の概況」を準用する。</u>	▶ 地震編との重複														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
23	<p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 風水害<u>等</u>に強いまちづくり</p> <p>1 風水害<u>等</u>に強いまちの形成 (略)</p> <p>県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 風水害<u>等</u>に強いまちづくり</p> <p>1 風水害<u>等</u>に強いまちの形成 (略)</p> <p>県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p> <p><u>県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 第12節から移記</p>
24	(新設)	<u>5 所有者不明土地の利活用</u> <u>地震編 第2章 第2節の「第5 所有者不明土地の利活用」を準用する。</u>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
24	<p>第2 水害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ため池 (略)</p> <p>いったん、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は、人命にまで及ぶ<u>恐れ</u>があり、事前に対策を講じる必要がある。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2 水害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ため池 (略)</p> <p>いったん、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は、人命にまで及ぶ<u>おそれ</u>があり、事前に対策を講じる必要がある。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
27	<p>3 県土保全事業施行 (略)</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) ため池等整備事業</p> <p>イ ため池整備事業</p> <p>農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる<u>防災重点ため池</u>等については、優先的に詳細調査を実施</p>	<p>3 県土保全事業施行 (略)</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) ため池等整備事業</p> <p>イ ため池整備事業</p> <p>農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる<u>防災重点農業用ため池</u>等については、優先的に詳細調査を実施</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。</p> <p>ロ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>4から11まで（略）</p>	<p>し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。</p> <p>ロ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>4から11まで（略）</p>	
30	<p>12 農地防災対策及び農地保全対策</p> <p>県及び市町村は、災害に対処するため、<u>農業用排水施設</u>の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</p> <p>また、農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、<u>防災重点ため池</u>のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p> <p>13から19まで（略）</p> <p>第3（略）</p>	<p>12 農地防災対策及び農地保全対策</p> <p>県及び市町村は、災害に対処するため、<u>農業用排水施設</u>の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</p> <p>また、農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、<u>防災重点農業用ため池</u>のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p> <p>13から19まで（略）</p> <p>第3（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
33	<p>第4 土砂災害予防対策</p> <p>1 目的</p> <p><u>(略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第4 土砂災害予防対策</p> <p>1 目的</p> <p><u>地震編 第2章 第3節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
34	<p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生する<u>恐れ</u>のある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生する<u>おそれ</u>のある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
35	<p>(3) 市町村の役割</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村地域防災計画において定める事項</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>(3) 市町村の役割</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村地域防災計画において定める事項</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(ロ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (ハ) から (ヘ) まで (略) ロからへまで (略) (略) (4) (略)</p>	<p>(ロ) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項 (ハ) から (ヘ) まで (略) ロからへまで (略) (略) (4) (略)</p>	
36	<p>4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進 <u>(略)</u></p> <p>5 地すべり等防止事業 <u>(略)</u></p> <p>6 急傾斜地崩壊防止施設 <u>(略)</u></p> <p>7 砂防設備 <u>(略)</u></p> <p>8 治山事業 <u>(略)</u></p> <p>9 宅地造成規制 <u>(略)</u></p> <p>10 盛土等による災害防止 <u>(略)</u></p> <p>第5 地盤沈下災害予防対策 <u>(略)</u></p>	<p>4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進 <u>地震編 第2章 第3節の「第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進」を準用する。</u></p> <p>5 地すべり等防止事業 <u>地震編 第2章 第3節の「第4 地すべり等防止事業」を準用する。</u></p> <p>6 急傾斜地崩壊防止施設 <u>地震編 第2章 第3節の「第5 急傾斜地崩壊防止施設」を準用する。</u></p> <p>7 砂防設備 <u>地震編 第2章 第3節の「第6 砂防設備」を準用する。</u></p> <p>8 治山事業 <u>地震編 第2章 第3節の「第7 治山事業」を準用する。</u></p> <p>9 宅地造成規制 <u>地震編 第2章 第3節の「第9 宅地造成規制」を準用する。</u></p> <p>10 盛土等による災害防止 <u>地震編 第2章 第3節の「第12 盛土等による災害防止」を準用する。</u></p> <p>第5 地盤沈下災害予防対策 <u>地震編 第2章 第3節の「第11 地盤沈下防止」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複 ➤ 地震編との整合</p>
40	<p>第6 風雪害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（<u>2022年8月</u>現在）。</p> <p>また、仙台（仙台管区気象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年</p>	<p>第6 風雪害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（<u>2023年8月</u>現在）。</p> <p>また、仙台（仙台管区気象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年</p>	<p>➤ 時点更新</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>値：統計期間1991年～2020年）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は51.9日（平年値：統計期間1991年～2020年）となっている（<u>2022年8月</u>現在）。</p> <p>3から9まで（略）</p>	<p>値：統計期間1991年～2020年）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は51.9日（平年値：統計期間1991年～2020年）となっている（<u>2023年8月</u>現在）。</p> <p>3から9まで（略）</p>	
42	<p>(新設)</p>	<p><u>10 克雪に関する技術開発</u> <u>国、県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
43	<p>第7 農林水産業災害予防対策 1及び2（略） 3 防護措置等（略） (1) 農地、農業用施設の災害の防止 洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「<u>防災重点ため池</u>」を中心としたため池や排水機場等の<u>農業用排水施設</u>の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。 (略) (2) (略)</p>	<p>第7 農林水産業災害予防対策 1及び2（略） 3 防護措置等（略） (1) 農地、農業用施設の災害の防止 洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「<u>防災重点農業用ため池</u>」を中心としたため池や排水機場等の<u>農業用排水施設</u>の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。 (略) (2) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
45	<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 情報の収集・連絡体制の整備</u> <u>被災により生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。</u> <u>(4) 営農用資機材の確保</u> <u>イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。</u> <u>ロ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備として全国農業協同組合連合会宮城県本部の優良種子備蓄倉庫（栗原市高清水）に備蓄するよう、(公社)みやぎ農業振興公社を指導するとともに、その他確保のための対策を請じる。</u></p>	<p>➤ 地震編との整合 ➤ 第3章第28節から移記</p>
45	<p>第8 火山災害予防対策 1 目的 火山の噴火その他火山現象による<u>災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合</u>において、地域住民や観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するた</p>	<p>第8 火山災害予防対策 1 目的 火山の噴火その他火山現象による<u>災害時</u>において、地域住民や観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するた</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>め、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。 2及び3（略）</p>	<p>め、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。 2及び3（略）</p>	
49	<p>4 防災事業等の推進 (1)（略） (2) 防災体制の整備等 イ（略） ロ 県 (イ) 防災知識の普及啓発 県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 (ロ) から (ニ) まで（略）</p>	<p>4 防災事業等の推進 (1)（略） (2) 防災体制の整備等 イ（略） ロ 県 (イ) 防災知識の普及啓発 県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 (ロ) から (ニ) まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
50	<p>ハ 市町村 (イ) 防災知識の普及 市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 また、火山ハザードマップ、火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。 (ロ) から (へ) まで（略） ニ及びホ（略）</p>	<p>ハ 市町村 (イ) 防災知識の普及 市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 また、この火山ハザードマップ、火山防災マップのほか、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。 (ロ) から (へ) まで（略） ニ及びホ（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
53	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル イ 噴火警報等の種類と発表基準 (イ)（略） (ロ) 噴火警報 （略） (図・表略)</p>	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル イ 噴火警報等の種類と発表基準 (イ)（略） (ロ) 噴火警報 （略） (削除)</p>	<p>➤ 資料編に移記</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
53	<p>(ハ) 噴火警戒レベル (略) 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時や想定される火山現象の状況に応じた避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、<u> </u>県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では栗駒山、蔵王山で運用されている。 (略)</p>	<p>※「噴火警報・予報の名称、火山活動の状況の一覧表（噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合）」を削除</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル (略) 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時や想定される火山現象の状況に応じた避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、<u>これらが</u>県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では栗駒山、蔵王山で運用されている。 (略)</p>	➤ 記述の適正化
54	<p>(図・表略)</p>	<p>(削除) ※「噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表（噴火警戒レベルが運用されている火山の場合）」、「栗駒山 噴火警戒レベル」及び「蔵王山 噴火警戒レベル」を削除</p>	➤ 資料編に移記
57	<p>(二) 噴火警報 仙台管区気象台が、登山者や火山周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を<u>取っていただく</u>ために発表する。 (略) (ホ) から (チ) まで (略)</p>	<p>(二) 噴火警報 仙台管区気象台が、登山者や火山周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を<u>促す</u><u> </u>ために発表する。 (略) (ホ) から (チ) まで (略)</p>	➤ 記述の適正化
59	<p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達 (イ) 噴火警報等（噴火予報・噴火速報・火山の状況に関する解説情報（臨時）を含む） a (略) b 通報及び伝達の系統 <u>噴火警報等の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による</u><u> </u>。 (図略)</p>	<p>ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達 (イ) 噴火警報等（噴火予報・噴火速報・火山の状況に関する解説情報（臨時）を含む） a (略) b 通報及び伝達の系統 <u> </u>噴火警報等伝達系統図は資料編に<u>定</u><u>める</u>。 (削除) ※「噴火警報伝達系統図」を削除</p>	➤ 資料編に移記
61	<p>(4) 異常現象発見の通報 (略) また、市町村<u>長</u>は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光<u>者</u>等に啓発を図る。</p>	<p>(4) 異常現象発見の通報 (略) また、市町村<u> </u>は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光<u>者</u>等に啓発を図る。</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
61	<p>(略)</p> <p>(5) 二次災害の防止 (略)</p> <p>また、国は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 二次災害の防止 (略)</p>	<p>➤ 国の取組み</p>
61	<p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定 市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて、避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。 (略)</p> <p>6及び7 (略)</p>	<p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定 市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて、避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。 (略)</p> <p>6及び7 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画との整合</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
62	<p>8 火山災害発生時等の対策</p> <p>(1) 避難対策等の実施 市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとる。 (略)</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	<p>8 火山災害発生時等の対策</p> <p>(1) 避難対策等の実施 市町村は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとる。 (略)</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
65	<p>第2節 都市の防災対策 (略)</p>	<p>第2節 都市の防災対策 地震編 第2章の「第6節 都市の防災対策」を準用する。</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
66	<p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災事業の施行 1及び2 (略)</p> <p>3 特殊建築物、建築整備の防災対策 (略)</p>	<p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災事業の施行 1及び2 (略)</p> <p>3 特殊建築物、建築整備の防災対策 地震編 第2章 第7節 第3の「2 適正な維持管理の促進」を準用する。</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
66	<p>4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 <u>(略)</u></p> <p>5から7まで (略)</p>	<p>4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 <u>地震編 第2章 第7節の「第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」を準用する。</u></p> <p>5から7まで (略)</p>	➤ 地震編との重複
68	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 水道施設 <u>(略)</u></p>	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>第2 水道施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第2 水道施設」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
69	<p>第3 下水道施設 下水道管理者は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p> <p>1 (略)</p>	<p>第3 下水道施設 下水道管理者は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p> <p>1 (略)</p>	➤ 記述の適正化
69	<p>2 下水道施設維持管理 <u>(略)</u></p> <p>3 下水道防災体制 <u>(略)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4 工業用水道施設 <u>(略)</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 ガス施設 <u>(略)</u></p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 体制の整備 <u>(略)</u></p> <p>3 災害復旧用資機材の確保 <u>(略)</u></p> <p>4 停電とふくそう対策 <u>(略)</u></p>	<p>2 下水道施設維持管理 <u>地震編 第2章 第2節 第3の「2 下水道施設維持管理」を準用する。</u></p> <p>3 下水道防災体制 <u>地震編 第2章 第2節 第3の「3 下水道防災体制」を準用する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4 工業用水道施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第4 工業用水道施設」を準用する。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 ガス施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第6 ガス施設」を準用する。</u></p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 体制の整備 <u>地震編 第2章 第8節 第7の「2 体制の整備」を準用する。</u></p> <p>3 災害復旧用資機材の確保 <u>地震編 第2章 第8節 第7の「3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。</u></p> <p>4 停電とふくそう対策 <u>地震編 第2章 第8節 第7の「4 停電とふくそう対策」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第8 (略)</p> <p>第9 廃棄物処理施設 <u>(略)</u></p>	<p>第8 (略)</p> <p>第9 廃棄物処理施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第9 廃棄物処理施設」を準用する。</u></p>	
75	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p>	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第2章 第10節の「第1 目的」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
75	<p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及 (1) から (3) まで (略) (4) 普及・啓発の実施 県及び市町村は、<u>教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者（火山災害においては火山防災エキスパート）による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。(略)</u> (5) から (8) まで (略)</p>	<p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及 (1) から (3) まで (略) (4) 普及・啓発の実施 県及び市町村は、<u>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者（火山災害においては火山防災エキスパート）による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。(略)</u> (5) から (8) まで (略)</p>	➤ 地震編との整合
78	<p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 <u>(略)</u></p> <p>4 地域での防災知識の普及 <u>(略)</u></p>	<p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 <u>地震編 第2章 第10節 第2の「3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及」を準用する。</u></p> <p>4 地域での防災知識の普及 <u>地震編 第2章 第10節 第2の「4 地域での防災知識の普及」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
79	<p>5 ドライバーへの啓発 (1) 及び (2) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>5 ドライバーへの啓発 (1) 及び (2) (略) <u>(3) 雪道を運転する場合の備え</u> <u>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、ドライバーは、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着するほか、車内にスコップ、砂、飲食物及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
79	<p>6 社会教育施設や防災拠点の活用 <u>(略)</u></p> <p>第3 学校等教育機関における防災教育 <u>(略)</u></p> <p>第4 県民の取組 <u>(略)</u></p> <p>第5 防災指導員の養成 <u>(略)</u></p> <p>第6 災害教訓の伝承 <u>(略)</u></p>	<p>6 社会教育施設や防災拠点の活用 <u>地震編 第2章 第10節 第2の「6 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。</u></p> <p>第3 学校等教育機関における防災教育 <u>地震編 第2章 第10節の「第3 学校等教育機関における防災教育」を準用する。</u></p> <p>第4 県民の取組 <u>地震編 第2章 第10節の「第4 県民の取組」を準用する。</u></p> <p>第5 防災指導員の養成 <u>地震編 第2章 第10節の「第5 防災指導員の養成」を準用する。</u></p> <p>第6 災害教訓の伝承 <u>地震編 第2章 第10節の「第6 災害教訓の伝承」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
83	<p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック <u>(略)</u></p> <p>第3 県の防災訓練 <u>(略)</u></p> <p>第4 市町村の防災訓練 <u>(略)</u></p> <p>第5 防災関係機関の防災訓練 <u>(略)</u></p> <p>第6 救助・救急関係機関の教育訓練 <u>(略)</u></p> <p>第7 通信関係機関の非常通信訓練 <u>(略)</u></p> <p>第8 学校等の防災訓練 <u>(略)</u></p>	<p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第2章 第11節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック <u>地震編 第2章 第11節の「第2 防災訓練の実施とフィードバック」を準用する。</u></p> <p>第3 県の防災訓練 <u>地震編 第2章 第11節の「第3 県の防災訓練」を準用する。</u></p> <p>第4 市町村の防災訓練 <u>地震編 第2章 第11節の「第4 市町村の防災訓練」を準用する。</u></p> <p>第5 防災関係機関の防災訓練 <u>地震編 第2章 第11節の「第5 防災関係機関の防災訓練」を準用する。</u></p> <p>第6 救助・救急関係機関の教育訓練 <u>地震編 第2章 第11節の「第6 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。</u></p> <p>第7 通信関係機関の非常通信訓練 <u>地震編 第2章 第11節の「第7 通信関係機関の非常通信訓練」を準用する。</u></p> <p>第8 学校等の防災訓練 <u>地震編 第2章 第11節の「第8 学校等の防災訓練」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
87	<p>第9 企業等の防災訓練</p>	<p>第9 企業等の防災訓練</p>	<p>➤ 記述の適正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	1から5まで（略） 6（略） （訓練内容） <u>1</u> 避難訓練（避難誘導等） <u>2</u> 消火訓練 <u>3</u> 浸水防止訓練 <u>4</u> 救急救命訓練 <u>5</u> 災害発生時の安否確認方法 <u>6</u> 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等） <u>7</u> 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練 <u>8</u> 災害救助訓練 <u>9</u> 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練 <u>10</u> 施設・設備使用不能の場合の対応訓	1から5まで（略） 6（略） （訓練内容） <u>(1)</u> 避難訓練（避難誘導等） <u>(2)</u> 消火訓練 <u>(3)</u> 浸水防止訓練 <u>(4)</u> 救急救命訓練 <u>(5)</u> 災害発生時の安否確認方法 <u>(6)</u> 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等） <u>(7)</u> 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練 <u>(8)</u> 災害救助訓練 <u>(9)</u> 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練 <u>(10)</u> 施設・設備使用不能の場合の対応訓	化
88	第7節 地域における防災体制 <u>(略)</u>	第7節 地域における防災体制 <u>地震編 第2章の「第12節 地域における防災体制」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
92	第8節 ボランティアのコーディネート <u>(略)</u>	第8節 ボランティアのコーディネート <u>地震編 第2章の「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
96	第9節 企業等の防災対策の推進 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 (略) 第3 企業等の防災組織 <u>(略)</u>	第9節 企業等の防災対策の推進 第1 目的 <u>地震編 第2章 第14節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 (略) 第3 企業等の防災組織 <u>地震編 第2章 第14節の「第3 企業等の防災組織」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
100	第10節 情報通信網の整備 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 県における災害通信網の整備 <u>(略)</u> 第3 市町村における災害通信網の整備 1 情報伝達ルート多重化 <u>(略)</u> 2 市町村防災行政無線等の整備拡充	第10節 情報通信網の整備 第1 目的 <u>地震編 第2章 第16節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 県における災害通信網の整備 <u>地震編 第2章 第16節の「第2 県における災害通信網の整備」を準用する。</u> 第3 市町村における災害通信網の整備 1 情報伝達ルート多重化 <u>地震編 第2章 第16節 第3の「1 情報伝達ルート多重化」を準用する。</u> 2 市町村防災行政無線等の整備拡充	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>3 職員参集等防災システムの整備 <u>(略)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 立想定地域の通信手段の確保 <u>(略)</u></p> <p>6 非常用電源の確保 <u>(略)</u></p> <p>7 大容量データ処理への対応 <u>(略)</u></p> <p>第4 防災関係機関における災害通信網の整備 <u>(略)</u></p> <p>第5 放送施設の整備 <u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第2章 第16節 第3の「2 市町村防災行政無線等の整備拡充」を準用する。</u></p> <p>3 職員参集等防災システムの整備 <u>地震編 第2章 第16節 第3の「3 職員参集等防災システムの整備」を準用する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 立想定地域の通信手段の確保 <u>地震編 第2章 第16節 第3の「5 孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。</u></p> <p>6 非常用電源の確保 <u>地震編 第2章 第16節 第3の「6 非常用電源の確保」を準用する。</u></p> <p>7 大容量データ処理への対応 <u>地震編 第2章 第16節 第3の「7 大容量データ処理への対応」を準用する。</u></p> <p>第4 防災関係機関における災害通信網の整備 <u>地震編 第2章 第16節の「第4 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。</u></p> <p>第5 放送施設の整備 <u>地震編 第2章 第16節の「第5 放送施設の整備」を準用する。</u></p>	
111	<p>第11節 職員の配備体制 <u>(略)</u></p>	<p>第11節 職員の配備体制 <u>地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第2 1（3）中「県内で震度6弱以上（実測値）を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」と、2中「震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。）」とあるのは「県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、県内で台風による被害の発生が予想されるとき、県内に大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の派生が予想されるとき又は被害が発生したとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に」とあるのは「風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合に</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p> <p>➤ 宮城県災害対策警戒配備要領の改正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<u>特別警戒本部を」と、第3中「震度4以上を観測する地震」とあるのは「災害」と、「管内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき」とあるのは「管内に特別警戒が発表されたとき」と読み替える。</u>	
118	第12節 防災拠点等の整備・充実 <u>(略)</u>	第12節 防災拠点等の整備・充実 <u>地震編 第2章の「第18節 防災拠点等の整備・充実」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第3中「それぞれの機関の」とあるのは「洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
121	第13節 相互応援体制の整備 <u>(略)</u>	第13節 相互応援体制の整備 <u>地震編 第2章の「第19節 相互応援体制の整備」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第3中「実践的な内容とする。」とあるのは「実践的な内容とする。雪害が少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たり、雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結も考慮する。」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
128	第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 <u>(略)</u>	第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 <u>地震編 第2章の「第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
143	第15節 緊急輸送体制の整備 <u>(略)</u>	第15節 緊急輸送体制の整備 <u>地震編 第2章の「第22節 緊急輸送体制の整備」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第2中「災害に対する安全性」とあるのは「災害に対する安全性（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域）」と、「耐震性の確保」とあるのは「風水害に対する安全性の確保（雪害においては特にスノーシェットの設置、除雪体制の強化等）」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
148	第16節 避難対策 第1 目的 <u>(略)</u>	第16節 避難対策 第1 目的 <u>地震編 第2章 第23節の「第1 目的」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
148	第2 避難誘導體制 <u>(略)</u> <u>また、市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを<u>活</u>かした避難活動を促進する。</u> <u>(略)</u>	第2 避難誘導體制 <u>(略)</u> <u>市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを<u>生</u>かした避難活動を促進する。</u> <u>(略)</u>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
150	<p>第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難情報の発令対象区域の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）<u>の危険度分布</u>）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難報を発令することを基本とする。(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難情報の発令対象区域の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）<u>の危険度分布</u>）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難報を発令することを基本とする。(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
152	<p>第5 避難路の確保</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第6 避難路等の整備</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第7 避難誘導体制の整備</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第8 避難行動要支援者の支援方策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第9 教育機関における対応</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第10 避難計画の作成</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第11 (略)</p>	<p>第5 避難路の確保</p> <p><u>地震編 第2章 第23節の「第4 避難路の確保」を準用する。</u></p> <p>第6 避難路等の整備</p> <p><u>地震編 第2章 第23節の「第5 避難路等の整備」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項1中「地震の揺れ」とあるのは「災害」と読み替える。</u></p> <p>第7 避難誘導体制の整備</p> <p><u>地震編 第2章 第23節の「第6 避難誘導体制の整備」を準用する。</u></p> <p>第8 避難行動要支援者の支援方策</p> <p><u>地震編 第2章 第23節の「第7 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。</u></p> <p>第9 教育機関における対応</p> <p><u>地震編 第2章 第23節の「第9 教育機関における対応」を準用する。</u></p> <p>第10 避難計画の作成</p> <p><u>地震編 第2章 第23節の「第10 避難計画の作成」を準用する。</u></p> <p>第11 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
158	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p><u>地震編 第2章の「第24節 避難受入れ対策」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第2 10中「可能となるよう」とあるのは「可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに」と、第6 9中「不通となった場</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<u>合」とあるのは「不通となった場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）」と読み替える。</u>	
167	第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保 <u>(略)</u>	第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保 <u>地震編 第2章の「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
174	第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 <u>(略)</u>	第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 <u>地震編 第2章の「第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
174	第20節 複合災害対策 <u>(略)</u>	第20節 複合災害対策 <u>地震編 第2章の「第27節 複合災害対策」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
185	第21節 災害廃棄物対策 <u>(略)</u>	第21節 災害廃棄物対策 <u>地震編 第2章の「第28節 災害廃棄物対策」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第1中「障害物」とあるのは、「障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
187	第22節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 1 目的 <u>(略)</u> 2 (略) 3 情報の収集・伝達体制の整備 <u>(略)</u> 4 (略) 5 消防組織の充実強化 <u>(略)</u> 6 (略) 7 消防団の育成 <u>(略)</u> 8 火災予防措置 <u>(略)</u> 9 消防計画の充実強化 <u>(略)</u> 10 (略)	第22節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 1 目的 <u>地震編 第2章 第21節の「第1 目的」を準用する。</u> 2 (略) 3 情報の収集・伝達体制の整備 <u>地震編 第2章 第21節 第2の「1 情報の収集・伝達体制の整備」を準用する。</u> 4 (略) 5 消防組織の充実強化 <u>地震編 第2章 第21節 第3の「1 消防組織の充実強化」を準用する。</u> 6 (略) 7 消防団の育成 <u>地震編 第2章 第21節 第3の「3 消防団の育成」を準用する。</u> 8 火災予防措置 <u>地震編 第2章 第21節 第3の「5 火災予防措置」を準用する。</u> 9 消防計画の充実強化 <u>地震編 第2章 第21節の「第5 消防計画の充実強化」を準用する。</u> 10 (略)	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第2（略）	第2（略）	
192	第3 危険物等災害予防対策 <u>（略）</u> 第4及び第5（略）	第3 危険物等災害予防対策 <u>地震編 第2章の「第9節 危険物施設等の予防対策」を準用する。</u> 第4及び第5（略）	➤ 地震編との重複
196	第6 鉄道災害予防対策 1 目的 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く <u>恐れ</u> があるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。 2から4まで（略）	第6 鉄道災害予防対策 1 目的 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く <u>おそれ</u> があるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。 2から4まで（略）	➤ 記述の適正化
198	5 仙台市地下鉄 (1) 施設の状況 （略） また、 <u>指令センター</u> で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時においては、列車無線等による即時の対応が可能となっている。 イ及びロ（略）	5 仙台市地下鉄 (1) 施設の状況 （略） また、 <u>総合指令所</u> で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時においては、列車無線等による即時の対応が可能となっている。 イ及びロ（略）	➤ 名称変更
199	(2) 災害の予防 <u>（新設）</u>	(2) 災害の予防 <u>イ 計画運休</u> <u>急な避難や窓口の閉鎖等による危険や混乱を回避し、利用者や職員の生命、身体を保護するため、厳重な警戒が必要な台風の通過等が見込まれる場合には、計画運休をはじめ、各種業務停止の要否を判断する。</u> <u>なお、計画運休については事前に実施可能性や実施決定を周知する。また、その他の業務停止を決定した場合は、暇がない場合を除き事前周知を行う。</u>	➤ 計画運休の運用開始
199	<u>イ</u> （略） <u>ロ</u> 安全な運行管理と車両等の安全性の確保 列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）及びATO（自動列車運転装置）を導入しているほか、 <u>指令センター</u> において全列車の運行を管理している。 （略） 6（略） 第7（略）	<u>ロ</u> （略） <u>△</u> 安全な運行管理と車両等の安全性の確保 列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）及びATO（自動列車運転装置）を導入しているほか、 <u>総合指令所</u> において全列車の運行を管理している。 （略） 6（略） 第7（略）	➤ 条項ずれ ➤ 名称変更

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																																						
203	<p align="center">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>1 防災気象情報及びその活用</p> <table border="1" data-bbox="241 408 1064 1388"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注 意 報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報 (略) <u>避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>(略) 具体的には、浸水害、土砂災害等の<u>災害</u>が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>(略) <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>(略) <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td>(略) 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が<u>高ま高ま</u>っている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)		注 意 報	(略)	洪水注意報 (略) <u>避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	(略)		融雪注意報	(略) 具体的には、浸水害、土砂災害等の <u>災害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。	(略)		土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u> (略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が <u>高ま高ま</u> っている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u>	<p align="center">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>1 防災気象情報及びその活用</p> <table border="1" data-bbox="1137 408 1960 1388"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注 意 報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報 (略) <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>(略) 具体的には、浸水害、土砂災害等 _____ が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>(略) <u>（色が持つ意味）</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>(略) <u>（色が持つ意味）</u> <u>同上</u></td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td>(略) 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が<u>高ま</u>っている場所を面的に確認することができる。 <u>（色が持つ意味）</u> <u>同上</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)		注 意 報	(略)	洪水注意報 (略) <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	(略)		融雪注意報	(略) 具体的には、浸水害、土砂災害等 _____ が発生するおそれがあるときに発表される。	(略)		土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) <u>（色が持つ意味）</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</u> (略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) <u>（色が持つ意味）</u> <u>同上</u>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が <u>高ま</u> っている場所を面的に確認することができる。 <u>（色が持つ意味）</u> <u>同上</u>	<p>➤ 記述の適正化</p>
種類	概要																																								
(略)																																									
注 意 報	(略)																																								
	洪水注意報 (略) <u>避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																								
(略)																																									
融雪注意報	(略) 具体的には、浸水害、土砂災害等の <u>災害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。																																								
(略)																																									
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u> (略)																																								
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u>																																								
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が <u>高ま高ま</u> っている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。</u>																																								
種類	概要																																								
(略)																																									
注 意 報	(略)																																								
	洪水注意報 (略) <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																								
(略)																																									
融雪注意報	(略) 具体的には、浸水害、土砂災害等 _____ が発生するおそれがあるときに発表される。																																								
(略)																																									
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) <u>（色が持つ意味）</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</u> (略)																																								
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) <u>（色が持つ意味）</u> <u>同上</u>																																								
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が <u>高ま</u> っている場所を面的に確認することができる。 <u>（色が持つ意味）</u> <u>同上</u>																																								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度</p> <p>の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>早期注意情報（警報級の可能性） （略）当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p> <p>大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>宮城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>の 上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</p> <p>の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの 予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>早期注意情報（警報級の可能性） （略）当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p> <p>大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>宮城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報 が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>には、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p> <p>(略)</p> <p>竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～7のとおり。(略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p> <p>地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p> <p>(注4) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。（水防活動用）警報・注意報の一覧は別表8のとおり。</p>	<p>には、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象庁が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>(略)</p> <p>竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は資料編に定める。(略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</p> <p>地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p>(注4) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。（水防活動用）警報・注意報の一覧は別表8のとおり。</p>	
203	(表略)	(削除) ※別表1から8までを削除。	➤ 資料編に移記
219	2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象庁が共同で発表する洪水予報	2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象庁が共同で発表する洪水予報	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																												
	<p>気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、<u>その指定河川及び区域等は下表のとおりである。</u>警戒レベル2～5に相当する。</p> <p><u>また、</u>洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。</p> <hr/> <p><u>(1) 洪水予報の種類</u></p> <table border="1" data-bbox="300 647 1055 1339"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると</u> <u>見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>に対する</u>対応を求める段階であり、避難指示<u>の発令の</u>判断の参考とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>(略) 高齢者等避難<u>の発令の</u>判断の参考とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水注意情報</td> <td>(略) 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団<u>の出動の</u>参考とする。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 洪水予報を行う河川名とその区域</u> (表略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	(略)		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると</u> <u>見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>に対する</u> 対応を求める段階であり、避難指示 <u>の発令の</u> 判断の参考とする。 (略)		氾濫警戒情報	(略) 高齢者等避難 <u>の発令の</u> 判断の参考とする。 (略)	洪水注意報	洪水注意情報	(略) 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団 <u>の出動の</u> 参考とする。 (略)	<p>気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、<u>警戒レベル2～5に相当する。</u></p> <p><u>洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。</u></p> <p><u>また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。</u></p> <hr/> <table border="1" data-bbox="1196 647 1951 1339"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>への</u>対応を求める段階であり、避難指示<u>発令</u>判断の参考とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>(略) 高齢者等避難<u>発令</u>判断の参考とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水注意情報</td> <td>(略) 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団<u>出動の</u>参考とする。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	(略)		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>への</u> 対応を求める段階であり、避難指示 <u>発令</u> 判断の参考とする。 (略)		氾濫警戒情報	(略) 高齢者等避難 <u>発令</u> 判断の参考とする。 (略)	洪水注意報	洪水注意情報	(略) 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団 <u>出動の</u> 参考とする。 (略)	<p>➤ 資料編に移記</p>
種類	標題	概要																													
洪水警報	(略)																														
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると</u> <u>見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>に対する</u> 対応を求める段階であり、避難指示 <u>の発令の</u> 判断の参考とする。 (略)																													
	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等避難 <u>の発令の</u> 判断の参考とする。 (略)																													
洪水注意報	洪水注意情報	(略) 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団 <u>の出動の</u> 参考とする。 (略)																													
種類	標題	概要																													
洪水警報	(略)																														
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>への</u> 対応を求める段階であり、避難指示 <u>発令</u> 判断の参考とする。 (略)																													
	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等避難 <u>発令</u> 判断の参考とする。 (略)																													
洪水注意報	洪水注意情報	(略) 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団 <u>出動の</u> 参考とする。 (略)																													

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考						
224	<p>3 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知</p> <p>水防法第13条の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知で、<u>その指定河川及び区域等は下表のとおり</u>である。</p> <p>（略）</p> <p>（表・図略）</p>	<p style="text-align: center;">※洪水予報を行う河川名とその区域の一覧表及び「指定河川洪水予報伝達系統図」を削除。</p> <p>3 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知</p> <p>水防法第13条の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知で _____ ある。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">※水位周知を行う河川名の一覧表及び「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図」を削除。</p>	<p>➤ 資料編に移記</p>						
228	<p>4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 <u>火災気象通報</u></p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="264 738 1055 1323"> <tr> <td data-bbox="264 738 398 826">通報基準</td> <td data-bbox="398 738 1055 826">仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 <u>（注）基準の詳細は（別表2）警報・注意報発表基準一覧表を参照</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 826 398 914">地域区分</td> <td data-bbox="398 826 1055 914">仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、<u>その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 914 398 1323">通報方法</td> <td data-bbox="398 914 1055 1323"> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（<u>臨時通報</u>）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「<u>火災気象通報</u>」と明示し、<u>注意すべき事項を付加する。</u> ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、<u>火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</u> </td> </tr> </table>	通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 <u>（注）基準の詳細は（別表2）警報・注意報発表基準一覧表を参照</u>	地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、 <u>その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）</u>	通報方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（<u>臨時通報</u>）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「<u>火災気象通報</u>」と明示し、<u>注意すべき事項を付加する。</u> ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、<u>火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</u> 	<p>4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 <u>火災気象通報</u></p> <p>（略）</p> <p>（1） <u>通報基準</u></p> <p>仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準（1参照）</p> <p>（2） <u>地域区分</u></p> <p>仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、<u>その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）</u></p> <p>（3） <u>通報方法</u></p> <p>仙台管区気象台は、午後5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日午後5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（<u>臨時通報</u>）する。</p> <p><u>火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。</u></p> <p><u>火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 <u>（注）基準の詳細は（別表2）警報・注意報発表基準一覧表を参照</u>								
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、 <u>その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）</u>								
通報方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（<u>臨時通報</u>）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「<u>火災気象通報</u>」と明示し、<u>注意すべき事項を付加する。</u> ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、<u>火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</u> 								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>通報区分</u> 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>	<p>(4) 通報区分 イ 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 ロ 強風注意報→火災気象通報【強風】 ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>	
228	<p>5 予報・警報等の細分区域 (略) (表・図略)</p>	<p>5 予報・警報等の細分区域 (略) (削除) ※「警報・注意報の細分区域（宮城県）」を削除</p>	<p>➤ 資料編に移記</p>
230	<p>第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報 知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、<u>下図により</u>速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。 (略) (図略)</p>	<p>第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報 知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、<u> </u>速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。 (略) (削除) ※「水防警報伝達系統図」を削除</p>	<p>➤ 資料編に移記</p>
231	<p>第4 土砂災害警戒情報 県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても おかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の<u>規程</u>による避難のための立退きの指示の判断や、<u>住民の自主避難の参考となることを目的として</u>、土砂災害警戒情報をを仙台管区気象台と共同で発表する。 (略)</p>	<p>第4 土砂災害警戒情報 県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても おかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の<u>規定</u>による避難のための立退きの指示の判断や、<u>住民の自主避難の判断を支援するため</u>、土砂災害警戒情報をを仙台管区気象台と共同で発表する。 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
232	<p>第5 気象警報等の伝達 (略) (図略)</p>	<p>第5 気象警報等の伝達 (略) (削除) ※「気象警報等の伝達系統図」を削除。</p>	<p>➤ 資料編に移記</p>
233	<p>第2節 情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 <u>情報の収集・伝達</u></p>	<p>第2節 情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 <u>災害情報収集・伝達</u></p>	<p>➤ 地震編との整合 ➤ 地震編との</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<u>(略)</u>	<u>地震編 第3章 第1節の「第5 災害情報収集・伝達」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1（3）中「区域内」とあるのは「区域内（海上を含む）」と、2（9）中「地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害」とあるのは「二次災害」と、(10) 中「地震の揺れが収まった後に地震の」とあるのは「災害」と読み替える。</u>	重複
237	第3 異常現象を発見した場合の通報 (略) 1 異常現象 <u>イ</u> (略) <u>ロ</u> (略) <u>ハ</u> (略) 2 (略)	第3 異常現象を発見した場合の通報 (略) 1 異常現象 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) 2 (略)	➤ 記述の適正化
238	第3節 通信・放送施設の確保 第1 (略) <u>第2 県防災行政無線施設</u> <u>(略)</u> <u>第3 市町村防災行政無線施設</u> <u>(略)</u> <u>第4 消防無線通信施設</u> <u>(略)</u> <u>第5 警察情報通信施設</u> <u>(略)</u> 第 <u>6</u> 災害時の通信連絡 <u>(略)</u> (移記)	第3節 通信・放送施設の確保 第1 (略) (移記) 第 <u>2</u> 災害時の通信連絡 <u>地震編 第3章 第1節 第6の「1 災害時の通信連絡」を準用する。</u> 第 <u>3</u> <u>県防災行政無線施設</u> <u>地震編 第3章 第1節 第6の「2 県防災行政無線施設」を準用する。</u> 第 <u>4</u> <u>市町村防災行政無線施設</u> <u>地震編 第3章 第1節 第6の「3 市町村防災行政無線施設」を準用する。</u> 第 <u>5</u> <u>消防無線通信施設</u> <u>地震編 第3章 第1節 第6の「4 消防無線通信施設」を準用する。</u> 第 <u>6</u> <u>警察情報通信施設</u> <u>地震編 第3章 第1節 第6の「5 警察情報通信施設」を準用する。</u>	➤ 地震編との整合 ➤ 条項ずれ ➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第7 放送施設 <u>(略)</u>	第7 放送施設 <u>地震編 第3章 第1節 第6の「6 放送施設」を準用する。</u>	
243	第4節 災害広報活動 <u>(略)</u>	第4節 災害広報活動 <u>地震編 第3章の「第2節 災害広報活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
247	第5節 防災活動体制 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 初動対応の基本的考え方 <u>(略)</u> 第3 県の活動 <u>(略)</u>	第5節 防災活動体制 第1 目的 <u>地震編 第3章 第3節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「アウターライズ地震や余震」とあるのは「二次災害」と読み替えるものとする。</u> 第2 初動対応の基本的考え方 <u>地震編 第3章 第3節の「第2 初動対応の基本的考え方」を準用する。</u> 第3 県の活動 <u>地震編 第3章 第3節の「第3 県の活動」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1（1）中「宮城県で震度4（実測値）を観測する地震が発生した場合」とあるのは「県内に大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され災害の発生が予想される時若しくは災害が発生したとき」と、（2）中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波注意報が発表されたとき」とあるのは「県内に大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想される時若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想される時、又は県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき、又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき」と、（3）中「県内で震度5強（実測値）を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたとき」とあるのは「特に副知事が必要と認めたとき」と、（4）中「県内で震度6弱（実測値）以上の地震が観測されたとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複 ➤ 宮城県災害対策警戒配備要領の改正
	第4 市町村の活動 <u>(略)</u>	第4 市町村の活動 <u>地震編 第3章 第3節の「第4 市町村の活動」を準用する。</u>	
	第5 警察の活動 <u>(略)</u>	第5 警察の活動 <u>地震編 第3章 第3節の「第5 警察の活動」を準用する。</u>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>が出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。</p> <p>4 （略）</p> <p>第5から第7まで （略）</p>	<p>が出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。</p> <p>4 （略）</p> <p>第5から第7まで （略）</p>	
257	<p>第7節 相互応援活動</p> <p><u>（略）</u></p>	<p>第7節 相互応援活動</p> <p><u>地震編 第3章の「第4節 相互応援活動」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
263	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p><u>（略）</u></p>	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p><u>地震編 第3章の「第5節 災害救助法の適用」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
266	<p>第9節 自衛隊の災害派遣</p> <p><u>（略）</u></p>	<p>第9節 自衛隊の災害派遣</p> <p><u>地震編 第3章の「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
272	<p>第10節 救急・救助活動</p> <p><u>（略）</u></p>	<p>第10節 救急・救助活動</p> <p><u>地震編 第3章の「第7節 救急・救助活動」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第4 1中「消防・警察機関」とあるのは、「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。</u></p>	▶ 地震編との重複
276	<p>第11節 医療救護活動</p> <p><u>（略）</u></p>	<p>第11節 医療救護活動</p> <p><u>地震編 第3章の「第8節 医療救護活動」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
282	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第1 目的</p> <p><u>（略）</u></p> <p>第2 県の活動</p> <p><u>（略）</u></p> <p>第3 市町村の活動</p> <p><u>（略）</u></p> <p>第4 防災関係機関の活動</p> <p><u>（略）</u></p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1及び2 （略）</p>	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第1 目的</p> <p><u>地震編 第3章 第10節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>第2 県の活動</p> <p><u>地震編 第3章 第10節の「第2 県の活動」を準用する。</u></p> <p>第3 市町村の活動</p> <p><u>地震編 第3章 第10節の「第3 市町村の活動」を準用する。</u></p> <p>第4 防災関係機関の活動</p> <p><u>地震編 第3章 第10節の「第4 防災関係機関の活動」を準用する。</u></p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1及び2 （略）</p>	▶ 地震編との重複
286	<p>3 交通規制</p> <p>（略）</p> <p>（1）から（6）まで （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>3 交通規制</p> <p>（略）</p> <p>（1）から（6）まで （略）</p> <p><u>（7） 交通マネジメント</u></p>	▶ 交通政策基本計画との整合

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>イ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u></p> <p><u>ロ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>ハ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p><u>ニ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有するものとする。</u></p>	
288	<p>4 緊急通行車両の確認 <u>(略)</u></p> <p>5 障害物の除去等 <u>(略)</u></p> <p>6 関係機関、道路管理者間の連携・調整 <u>(略)</u></p> <p>第6 海上交通の確保 <u>(略)</u></p>	<p>4 緊急通行車両の確認 <u>地震編 第3章 第10節 第5の「3 緊急通行車両の確認」を準用する。</u></p> <p>5 障害物の除去等 <u>地震編 第3章 第10節 第5の「4 障害物の除去等」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目（1）及び（2）中「障害物の除去」とあるのは、「障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）」と読み替える。</u></p> <p>6 関係機関、道路管理者間の連携・調整 <u>地震編 第3章 第10節 第5の「5 関係機関、道路管理者間の連携・調整」を準用する。</u></p> <p>第6 海上交通の確保 <u>地震編 第3章 第10節の「第6 海上交通の確保」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
292	<p>第13節 ヘリコプターの活動 <u>(略)</u></p>	<p>第13節 ヘリコプターの活動 <u>地震編 第3章の「第11節 ヘリコプターの活動」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
296	<p>第14節 避難活動 第1及び第2 (略) 第3 避難の指示等 (略) 1及び2 (略) 3 洪水等に係る<u>知事</u>の指示</p>	<p>第14節 避難活動 第1及び第2 (略) 第3 避難の指示等 (略) 1及び2 (略) 3 洪水等に係る _____ 指示</p>	▶ 地震編との整合 ▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>4 警察の役割</p> <p><u>(略)</u></p> <p>5 第二管区海上保安本部の役割</p> <p><u>(略)</u></p> <p>6 自衛隊の役割</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第4 避難の指示等の内容及び周知</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第5及び第6 (略)</p> <p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第8 避難情報の発令等による広域避難</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第9 避難長期化への対処</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第10 帰宅困難者対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第11 孤立集落の安否確認対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第12 広域避難者への支援</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第13 在宅避難者への支援</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第3章 第12節 第2の「4 洪水等に係る指示」を準用する。</u></p> <p>4 警察の役割</p> <p><u>地震編 第3章 第12節 第2の「5 警察の役割」を準用する。</u></p> <p>5 第二管区海上保安本部の役割</p> <p><u>地震編 第3章 第12節 第2の「6 第二管区海上保安本部の役割」を準用する。</u></p> <p>6 自衛隊の役割</p> <p><u>地震編 第3章 第12節 第2の「7 自衛隊の役割」を準用する。</u></p> <p>第4 避難の指示等の内容及び周知</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第3 避難の指示等の内容及び周知」を準用する。</u></p> <p>第5及び第6 (略)</p> <p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第5 避難所の開設及び運営」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「津波や土砂災害等」とあるのは「洪水、高潮、土砂災害等」と読み替える。</u></p> <p>第8 避難情報の発令等による広域避難</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第6 避難情報の発令等による広域避難」を準用する。</u></p> <p>第9 避難長期化への対処</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第7 避難長期化への対処」を準用する。</u></p> <p>第10 帰宅困難者対策</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第8 帰宅困難者対策」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「停止した場合」とあるのは「停止した場合（火山災害における降灰の影響を含む。）」と読み替える。</u></p> <p>第11 孤立集落の安否確認対策</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。</u></p> <p>第12 広域避難者への支援</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第10 広域避難者への支援」を準用する。</u></p> <p>第13 在宅避難者への支援</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第11 在宅避難者への支援」を準用する。</u></p>	
306	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保</p> <p><u>地震編 第3章の「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
310	第16節 相談活動 <u>(略)</u>	第16節 相談活動 <u>地震編 第3章の「第14節 相談活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
312	第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 <u>(略)</u>	第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 <u>地震編 第3章の「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
316	第18節 愛玩動物の収容対策 <u>(略)</u>	第18節 愛玩動物の収容対策 <u>地震編 第3章の「第16節 愛玩動物の収容対策」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
318	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 <u>(略)</u>	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 <u>地震編 第3章の「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
327	第20節 防疫・保健衛生活動 <u>(略)</u>	第20節 防疫・保健衛生活動 <u>地震編 第3章の「第18節 防疫・保健衛生活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
330	第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬 <u>(略)</u>	第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬 <u>地震編 第3章の「第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
333	第22節 災害廃棄物処理活動 <u>(略)</u>	第22節 災害廃棄物処理活動 <u>地震編 第3章の「第20節 災害廃棄物処理活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
336	第23節 社会秩序維持活動 <u>(略)</u>	第23節 社会秩序維持活動 <u>地震編 第3章の「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
338	第24節 教育活動 <u>(略)</u>	第24節 教育活動 <u>地震編 第3章の「第22節 教育活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
342	第25節 防災資機材及び労働力の確保 <u>(略)</u>	第25節 防災資機材及び労働力の確保 <u>地震編 第3章の「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
345	第26節 公共土木施設等の応急対策 第1 目的 <u>(略)</u> (新設) 第2 道路施設 <u>(略)</u>	第26節 公共土木施設等の応急対策 第1 目的 <u>地震編 第3章 第24節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 交通対策 <u>地震編 第3章 第24節の「第2 交通対策」を準用する。</u> 第3 道路施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第3 道路施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1（1）ロ中「障害物の除去」とあるのは「障害物の除</u>	➤ 地震編との重複 ➤ 地震編との整合 ➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第3 海岸保全等施設 <u>(略)</u></p> <p>第4 河川管理施設 1 県の対応 <u>(略)</u> 2 (略)</p> <p>第5 砂防・地すべり・<u>治山</u>関係施設 <u>(略)</u> (新設)</p> <p>第6 ダム施設 <u>(略)</u></p>	<p><u>去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）と読み替える。</u></p> <p>第4 海岸保全 施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第4 海岸保全施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項2（1）中「地震（震度5弱以上）直後」とあるのは「高潮等の警報が発令され、亘理沖波浪観測所の観測波高（有義波）が3.5mを超え、かつ被災のおそれがあるとき、高潮等の警報解除後」と読み替える。</u></p> <p>第5 河川管理施設 1 県の対応 <u>地震編 第3章 第24節 第5の「1 県の対応」を準用する。</u> 2 (略)</p> <p>第6 砂防・地すべり <u> </u> 関係施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第6 砂防・地すべり関係施設」を準用する。</u></p> <p>第7 林道、<u>治山</u>施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第7 林道、治山施設」を準用する。</u></p> <p>第8 ダム施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第8 ダム施設」を準用する。</u></p>	
349	<p>第7 港湾施設 1 県の対応 <u>(略) 国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u> (略)</p>	<p>第9 港湾施設 1 県の対応 <u>(略) _____</u> (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 国の取組み</p>
350	<p>2 東北地方整備局の対応 <u>(略)</u></p> <p>3 第二管区海上保安本部の対応 <u>(略)</u></p>	<p>2 東北地方整備局の対応 <u>地震編 第3章 第24節 第9の「2 東北地方整備局の対応」を準用する。</u></p> <p>3 第二管区海上保安本部の対応 <u>地震編 第3章 第24節 第9の「3 第二管区海上保安本部の対応」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
350	<p>第8 漁港施設 <u>(略) 国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u> (略)</p>	<p>第10 漁港施設 <u>(略) _____</u> (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 国の取組み</p>
350	<p>第9 空港施設 <u>(略)</u></p> <p>第10 鉄道施設</p>	<p>第11 空港施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第11 空港施設」を準用する。</u></p> <p>第12 鉄道施設</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
352	<p>1 (略)</p> <p>2 阿武隈急行（株） （略） （1）から（3）まで（略） （4） 強風の場合 イ 風速が25m/s以上となったときの処置 （略） <u>①</u>（略） <u>②</u>（略） <u>③</u>（略） <u>④</u>（略） （5）から（10）まで（略）</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 阿武隈急行（株） （略） （1）から（3）まで（略） （4） 強風の場合 イ 風速が25m/s以上となったときの処置 （略） <u>(1)</u>（略） <u>(2)</u>（略） <u>(3)</u>（略） <u>(4)</u>（略） （5）から（10）まで（略）</p> <p>3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
354	<p>4 仙台市地下鉄 （1）（略） （2） 暴風雨 イ（略） ロ 暴風時の駅務サービス課長及び富沢、荒井管理事務所長の取扱い （イ）（略） <u>一</u>（略） <u>二</u>（略） （ロ）（略） ハからホまで（略） （3）（略）</p>	<p>4 仙台市地下鉄 （1）（略） （2） 暴風雨 イ（略） ロ 暴風時の駅務サービス課長及び富沢、荒井管理事務所長の取扱い （イ）（略） <u>①</u>（略） <u>②</u>（略） （ロ）（略） ハからホまで（略） （3）（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
356	<p>第<u>11</u> 農地、農業施設 <u>(略)</u></p> <p>第<u>12</u> 都市公園施設 <u>(略)</u></p> <p>第<u>13</u> 廃棄物処理施設 <u>(略)</u></p> <p>第<u>14</u> <u>被災宅地に関する応急危険度判定などの実施</u> <u>(略)</u></p>	<p>第<u>13</u> 農地、農業用施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第13 農地、農業用施設」を準用する。</u></p> <p>第<u>14</u> 都市公園施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第14 都市公園施設」を準用する。</u></p> <p>第<u>15</u> 廃棄物処理施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第15 廃棄物処理施設」を準用する。</u></p> <p>第<u>16</u> <u>被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施</u> <u>地震編 第3章 第24節の「第16 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第15 県自らが管理又は運営する施設に関する方針 <u>(略)</u></p>	<p><u>定などの実施」を準用する。</u> 第17 県自らが管理又は運営する施設に関する方針 <u>地震編 第3章 第24節の「第17 県自らが管理又は運営する施設に関する方針」を準用する。</u></p>	
359	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 水道施設 <u>(略)</u></p> <p>第3 下水道施設 <u>(略)</u></p> <p>第4 工業用水道施設 <u>(略)</u></p> <p>第5 電力施設 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 店所間応援の要請及び派遣 <u>(略)</u></p> <p>3 広報活動 <u>(略)</u></p> <p>4 復旧資材の確保 <u>(略)</u></p> <p>5 危険予防措置 <u>(略)</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第6 ガス施設 <u>(略)</u></p>	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第3章 第25節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>第2 水道施設 <u>地震編 第3章 第25節の「第2 水道施設」を準用する。</u></p> <p>第3 下水道施設 <u>地震編 第3章 第25節の「第3 下水道施設」を準用する。</u></p> <p>第4 工業用水道施設 <u>地震編 第3章 第25節の「第4 工業用水道施設」を準用する。</u></p> <p>第5 電力施設 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 店所間応援の要請及び派遣 <u>地震編 第3章 第25節 第5の「2 店所間応援の要請及び派遣」を準用する。</u></p> <p>3 広報活動 <u>地震編 第3章 第25節 第5の「3 広報活動」を準用する。</u></p> <p>4 復旧資材の確保 <u>地震編 第3章 第25節 第5の「4 復旧資材の確保」を準用する。</u></p> <p>5 危険予防措置 <u>地震編 第3章 第25節 第5の「5 危険予防措置」を準用する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第6 ガス施設 <u>地震編 第3章 第25節の「第6 ガス施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1（1）イ中「直ちに情報の収集」とあるのは「防災気象情報等により災害発生が予想される段階で緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集」と、ハ中「液化石油ガス販売業者についての情報」とあるのは「液化石油ガス販売業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）」と、ニ中「見通し等」とあるのは「見通し等（水害時は、流出容器の捜索状況と発見につい</u></p>	▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第7 電信・電話施設 <u>(略)</u></p>	<p><u>ての報告)」と読み替える。</u> 第7 電信・電話施設 <u>地震編 第3章 第25節の「第7 電信・電話施設」を準用する。</u></p>	
368	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 農業用施設 <u>(略)</u></p> <p>第3 林道、治山施設 <u>(略)</u></p> <p>第4 漁港施設 <u>(略)</u></p> <p>第5 農産物</p> <p>1 活動体制 <u>(略)</u></p> <p>2 湛水対策 <u>(略)</u></p> <p>3 営農用資機材の確保 <u>(略)</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>第6 畜産</p> <p>1 応急技術対策 <u>(略)</u></p> <p>2 家畜伝染病の発生予防 <u>(略)</u></p> <p>3 死亡獣畜の処理 <u>(略)</u></p> <p>第7 林産物 <u>(略)</u></p> <p>第8 水産物 <u>(略)</u></p>	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第3章 第27節の「第1 目的」を準用する。</u> (削除)</p> <p>第2 農業</p> <p>1 活動体制 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「1 活動体制」を準用する。</u></p> <p>2 湛水対策 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「2 湛水対策」を準用する。</u></p> <p>3 営農用資機材の確保 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「3 営農用資機材の確保」を準用する。</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p><u>6 畜産に係る応急技術対策</u> <u>(略)</u></p> <p><u>7 家畜伝染病の防止</u> <u>地震編 第3章 第27節 第2の「4 家畜伝染病の防止」を準用する。</u></p> <p><u>8 死亡獣畜の処理</u> <u>地震編 第3章 第27節 第2の「5 死亡獣畜の処理」を準用する。</u></p> <p>第3 林業 <u>地震編 第3章 第27節の「第3 林業」を準用する。</u></p> <p>第4 水産業 <u>地震編 第3章 第27節の「第4 水産業」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p> <p>➤ 第26節との重複</p> <p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 第2章第1節に移記</p> <p>➤ 地震編との整合</p>
374	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p>	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p>	<p>➤ 地震編との</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<u>(略)</u>	<u>地震編 第3章の「第28節 二次災害・複合災害防止対策」を準用する。</u>	重複
377	第30節 応急公用負担等の実施 <u>(略)</u>	第30節 応急公用負担等の実施 <u>地震編 第3章の「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
380	第31節 ボランティア活動 <u>(略)</u>	第31節 ボランティア活動 <u>地震編 第3章の「第30節 ボランティア活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
382	第32節 海外からの支援の受入れ <u>(略)</u>	第32節 海外からの支援の受入れ <u>地震編 第3章の「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
383	第33節 災害種別毎応急対策 第1 火災応急対策 <u>(略)</u>	第33節 災害種別毎応急対策 第1 火災応急対策 <u>地震編 第3章の「第9節 消火活動」を準用する。</u> <u>この場合において、同節中「地震」又は「地震による火災」とあるのは「火災」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
387	第2 林野火災応急対策 1及び2 (略) 3 林野火災の防ぎよ (略) (1) (略) (2) 消防隊の編成及び出動区分 (略) (区略) (3) から (7) まで (略) 4から6まで (略)	第2 林野火災応急対策 1及び2 (略) 3 林野火災の防ぎよ (略) (1) (略) (2) 消防隊の編成及び出動区分 (略) (区略) <u>※「通報通信系統図」を削除。</u> (3) から (7) まで (略) 4から6まで (略)	➤ 資料編に移記
389	第3 危険物等災害応急対策 1 目的 <u>(略)</u> 2 住民への広報 <u>(略)</u> 3 危険物施設 <u>(略)</u> 4 高圧ガス施設	第3 危険物等災害応急対策 1 目的 <u>地震編 第3章 第26節の「第1 目的」を準用する。</u> 2 住民への広報 <u>地震編 第3章 第26節の「第2 住民への広報」を準用する。</u> 3 危険物施設 <u>地震編 第3章 第26節の「第3 危険物施設」を準用する。</u> 4 高圧ガス施設	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>5 火薬類製造施設等</p> <p>(略)</p> <p>6 毒物劇物貯蔵施設</p> <p>(略)</p> <p>7から10まで (略)</p> <p>11 環境モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>12 (略)</p>	<p><u>地震編 第3章 第26節の「第4 高圧ガス施設」を準用する。</u></p> <p>5 火薬類製造施設等</p> <p><u>地震編 第3章 第26節の「第5 火薬類製造施設等」を準用する。</u></p> <p>6 毒物劇物貯蔵施設</p> <p><u>地震編 第3章 第26節の「第6 毒物劇物貯蔵施設」を準用する。</u></p> <p>7から10まで (略)</p> <p>11 環境モニタリング</p> <p><u>地震編 第3章 第26節の「第7 環境モニタリング」を準用する。</u></p> <p>12 (略)</p>	
394	<p>第4 海上災害応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>イ 情報の収集及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>(図略)</p> <p>(略)</p> <p>ロからチ (略)</p> <p>(2) から (5) (略)</p>	<p>第4 海上災害応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>イ 情報の収集及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>(図略)</p> <p>※図「情報の収集・連絡体制」中、「危機対策課」を「防災推進課」に修正</p> <p>(略)</p> <p>ロからチ (略)</p> <p>(2) から (5) (略)</p>	<p>➤ 組織改編</p>
398	<p>(6) 関係団体の措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(図略)</p>	<p>(6) 関係団体の措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>※「宮城県沿岸排出油等防除協議会 防除活動概念図」を削除</p>	<p>➤ 資料編に移記</p>
399	<p>第5 航空災害応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、具体的な応急対応については、<u>航空法</u>に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。</p>	<p>第5 航空災害応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、具体的な応急対応については、<u>航空法等</u>に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
399	<p>2 事故発生時における応急対策</p>	<p>2 事故発生時における応急対策</p>	<p>➤ 記述の適正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役（以下「代表取締役」とい う。）を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。</p> <p>(1) から (8) まで (略)</p> <p>第6及び第7 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役 _____ _____ を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。</p> <p>(1) から (8) まで (略)</p> <p>第6及び第7 (略)</p>	<p>化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
409	第1節 災害復旧・復興計画 <u>(略)</u>	第1節 災害復旧・復興計画 <u>地震編 第4章の「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第3 3（2）中「災害廃棄物」とあるのは「災害廃棄物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
414	第2節 生活再建支援 <u>(略)</u>	第2節 生活再建支援 <u>地震編 第4章の「第2節 生活再建支援」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
422	第3節 住宅復旧支援 <u>(略)</u>	第3節 住宅復旧支援 <u>地震編 第4章の「第3節 住宅復旧支援」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
424	第4節 産業復興支援 <u>(略)</u>	第4節 産業復興支援 <u>地震編 第4章の「第4節 産業復興支援」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
425	第5節 都市基盤の復興対策 <u>(略)</u>	第5節 都市基盤の復興対策 <u>地震編 第4章の「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第2 4中「ライフラインの特性」とあるのは「ライフラインの特性（風水害においては耐水性を含む。）」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
427	第6節 義援金の受入れ、配分 <u>(略)</u>	第6節 義援金の受入れ、配分 <u>地震編 第4章の「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
428	第7節 激甚災害の指定 <u>(略)</u>	第7節 激甚災害の指定 <u>地震編 第4章の「第7節 激甚災害の指定」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
431	第8節 災害対応の検証 <u>(略)</u>	第8節 災害対応の検証 <u>地震編 第4章の「第8節 災害対応の検証」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複